

過去債務と将来債務 (「退職手当債」に思う)

この春、自治体予算の中に見られた「退職手当債」という言葉が気になった。<債>という言葉を見たとき、「ああ、遂に退職金支給の為に借用証書(債券)を発行するんだな」と認識したが、念のため地公体の元締めである総務省関係を調べてみた。すると、同省資料より昨年度から退職金支給のための起債が地公体に認められていることが判った。昨年度が2,600億円、今年は更に拡大し5,900億円の発行が総務省により認められていたのだ。退職手当債発行には、「総人件費の削減に取り組んでいる自治体」といったように一定の条件が付けられてはいるが、退職金という過去に発生した債務を債券という将来の税収で返済する債務に切り替えるという一寸理解しかなるような作業が着々と進んでいることが伺われた。

この事実を貴方はどう受け取るだろうか。

退職金とは何か。功労金説や給与後払い説等があると聞くが、その性格は兎も角として、過ぎ去った時間における労働の対価であることは間違いない。それに対し退職手当債は公債である。公債の中立命題を持ち出すまでもなく、公債発行は課税による資金調達と同じ経済効果を持つ。つまり、退職金を公債で賄うことは新たに税金を徴収して退職金を支給することと同じなのだ。だが、新たに退職金支払税等を創設して課税すれば納税者の反発は避けられないが、公債で調達すればすんなりと通ってしまう。穿った見方かもしれないが、退職手当債はこの認識のギャップを利用した新たな徴税に他ならないとも云えるのだ。

いずれにせよ、私達は退職金という完全なる過去債務を将来の収入で支払うという選択をしていることになるが、このことにあまり議論が出ないのが不思議である。他の公的債務があまりに巨大だから、この位のことに目くじらを立てるのは大人げないということなのか。

話は少し横道に逸れてしまったが、公務員の退職金支払は地公体にとって退職時になって初めて発生する債務ではなく、既に就業中に発生している過去債務であるということ認識し、それに対し予め支払資金を準備していたかいないかという問題に帰着する。退職金制度がないならば兎

も角、退職金規程があるならば何らかの方法で支払資金を担保しておかなければならない。

株式公開企業では既にそれを退職金給付債務と認識し会計上の措置を取っている。公開企業以外でも退職金給付債務をB/Sに計上する会社が増えている。

昨年のものであるが、A社は初めて退職金給付債務をB/Sに計上した。従業員60人規模の会社であるが、簡便法と云われる手法で、全ての従業員が今自己都合で退職したとするといくらの退職金支給が必要になるかを算出し、そこからその時点で準備している退職金原資(A社の場合、税制適格年金から支給される退職一時金)を差し引きし、残額を退職給付引当金として負債に計上したのである。

計算結果、退職給付引当金は4年万円弱に達した。その金額を費用として計上し(税務上の損金とはならない)、その分経常利益は減った。しかし、今やった方がいいと判断した。

退職金規程を設けている中小企業は少なくない。規程を設けているならば、規程通り支払わなければならない。「ねばならない」から「債務」なのだ。「債務」として認識するならば、支払資金を然るべく準備し会計上の処理も行うべきである。でなければ地公体と同じように、将来の収益で返済しなければならない「退職手当債の発行(=退職金支払借入)」を行わなければならないようになってしまう怖れがある。

実際、貴社ではどうなっているだろうか。

平成17年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」では、退職給付債務に関して、退職給付制度を採用している会社にあっては引当金の計上が必要、引当金計上に当たっては、簡便法(期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とする)で計算していい、中退金を採用する等して、拠出額以上の追加的負担が生じない制度となっている場合は、掛金を以て費用処理する、退職金制度がない場合、退職給付債務の計上は不要、一時に処理することが財政的に困難な場合、10年繰延処理も認める、となっているが、中小企業の社長にどう認識されているだろうか。

地公体の退職手当債発行に疑問を感じるならば、それと同じ道を辿ることにならないよう事前準備をしなければならない。